

1. 募集目的

久御山町では、川を中心としたまちづくりを進めていくにあたり、宇治川沿いで拠点づくりを行う『KUMIYAMA MIZUBE STATION PROJECT』を進めています。

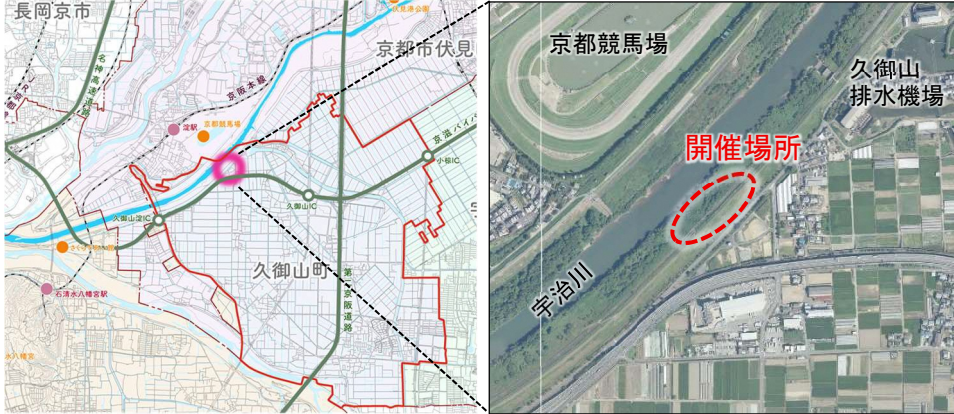
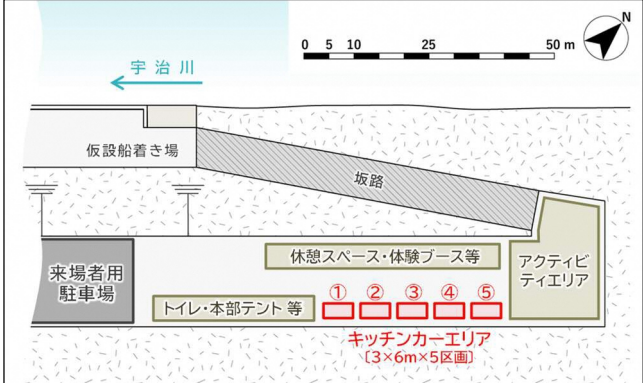
現在検討しているまちづくりや拠点づくりにおける仮説を検証することを目的に、キッチンカー等による飲食機能を導入し、その効果や課題について、確認・検証を行います。なお、出店同日には、同じ会場にて、同じく仮説検証のための取り組みを実施しています。

(参考)

①KUMIYAMA MIZUBE STATION PROJECT について : <https://www.town.kumiyama.lg.jp/0000005882.html>

②出店同日に同じ会場で行う取り組みについて : https://www.instagram.com/kumiyama_mizube/
(KUMIYAMA MIZUBE PROJECT 事務局 Instagram)

2. 募集概要

出店日	令和7年11月8日(土曜日)
営業時間	原則10時から14時(予定) ※準備及び片付けに要する時間は除く
出店場所	宇治川河川敷(久御山町西一口地区内)の指定区画
募集区画	5区画(区画面積:幅6m×奥行3m) 【参考:開催場所】  【参考:会場レイアウト図面】  ※会場レイアウトは今後変更になる可能性があります

募集対象	キッチンカーないしはテントによる出店
販売品目	・食品衛生法に基づく許可を受けた飲食物 ※飲食物以外の物販のみの出店は不可 ※アルコールのみのメニューでの販売は不可
出店料	3,000 円

3. 出店者の資格要件

- ・食品衛生法に基づく営業許可を有していること。
- ・食品衛生責任者手帳（確認証）を有する者が配置されていること。
- ・生産物賠償責任保険（以下、PL 保険という。）に加入していること。
- ・出店後に別紙「出店報告書」の提出を行うこと。
- ・出店責任者を必ず設けること。なお、出店責任者は営業時間の大部分の出店に直接参加し、出店の責任を負うことが可能なものとする。
- ・出店責任者は、応募時点で満 18 歳以上であること。
- ・出店責任者及び従事者も含めて暴力団、暴力団員等と関係していない者。

4. 応募の手続き・スケジュール等

内容	期間
①出店申込申請	令和 7 年 10 月 7 日（火）～令和 7 年 10 月 20 日（月）
②出店申込締切	令和 7 年 10 月 20 日（月）正午
③出店資格審査	令和 7 年 10 月 21 日（火）
④審査結果通知	令和 7 年 10 月 22 日（水）頃

①出店申込申請

- ・下記応募フォームよりお申し込みください。



URL : https://questant.jp/q/KUMIYAMA_MIZUBE_02_kitchencar

- ・申込申請にあたっては、下記の資料添付が必要です。

< 共通 >

- ① 営業許可書（府内の保健所が発行した出店する事業者名義のもの）
- ② PL 保険への加入が確認できるもの（PL 保険証券等）
- ③ 食品衛生責任者手帳（確認証）
- ④ 活動案内や販売品のチラシ等（提出は任意）

＜キッチンカーによる出店の場合＞

④ キッチンカーの車検証、車体の写真（ナンバープレートが確認できるもの）

＜法人の場合＞

⑤ 商業登記事項証明書

- ・応募申請後に出店を辞退する場合は、町に辞退する旨を連絡してください。

②出店申込締切

- ・令和7年10月20日（月）正午に締め切ります。
- ・応募フォームでの申し込みは、出店申込申請期間内であれば時間や平日・休日を問わず可能です。

③出店資格審査

- ・提出された事項や資料を基に、出店資格について審査を行います。
- ・申請の内容が、本事業の目的にそぐわない場合、出店を許可しないことがあります。
- ・応募多数の場合は、販売内容等を考慮し、町が選定します。
- ・審査及び出店調整中に連絡が取れなくなった場合は、辞退として取り扱うものとします。

④審査結果通知

- ・審査結果の通知は、電子メールで行います。
- ・町は、決定した出店者の名前（屋号）を公表します。（久御山町 HP や SNS 等）
- ・公表内容等は、公表前に調整を行います。円滑なやりとりにご協力ください。

5. 注意事項

（1）共通事項

- ・本要領の規定に違反した場合、または申請に虚偽があった場合、町は出店の許可を取り消すことができる。
- ・町は、出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害は、一切の賠償の責を負わない。そのため、飲食出店者は、PL 保険に加入し、出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害は、出店者が一切の賠償の責を負うこと。
- ・出店に際して、協力者間及び来場者等の第三者との間でトラブルが発生した場合には、出店者の責任をもって一切解決するものとし、町は、何らの責任を負担しないものとする。
- ・雨天荒天や町の都合等により、やむを得ず中止となる場合の補償等はない。町の都合等により、出店中止とする場合は原則前日迄に出店者へ連絡するものとする。
- ・本募集要領に定めるもののほか、その他関連法令を遵守すること。
- ・本事業の PR（SNS での告知等）に協力し、出店報告書を提出すること。
- ・不明な点については、担当者と協議すること。

(2) 出店前・出店当日

- ・出店に伴う各種届出等（保健所・消防署等）は、出店者で行うこと。
- ・火気器具を使用する場合は、消火器等を用意する等、消防署の指示に従うこと。
- ・電気、水道の利用は許可しないので、出店者が用意すること。
- ・営業休止又は中止する場合は、原則、前日迄に電子メール（「6. 問合せ先」のアドレス参照）等で町に連絡すること。また、出店後いかなる理由でも出店を中止する場合は、町へ連絡すること（当日現場には町の職員が常駐している）。
- ・出店区画までの通行場所は、指定するルートとし、出入は出店前と出店後のみ各1回とすること。
- ・営業は出店区画内で行うこと。なお、別途駐車場に1台分駐車可能なスペースを確保しているため、駐車場を利用したい者は申し出ること。
- ・雨天荒天により開催が危ぶまれる場合は、当日朝7時時点で開催可否を判断し、やむを得ず中止とする場合は、判断後すぐに電話により連絡を行う。電話が繋がらない場合は、電子メールにより連絡を行う。（1）共通事項に記載の通り、中止の場合における補償等はない。

(3) 営業中・営業後

- ・出店により発生した排水は、持ち帰り適正に処分すること。
- ・出店による事故や苦情等のトラブルは出店者が迅速に対応すること。なお、発生したトラブル等については、その内容を町へ報告すること。
- ・衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。
- ・出店と関係のない広告等は行なわないこと。
- ・アレルギー表示の義務は食品表示法で加工食品に限られているが、各出店者の判断で消費者への配慮を行うこと（正確に把握している品目のみ表示し曖昧な表示を避ける、口頭でアレルギーの有無を確認する、情報管理していない旨の表示をする等）。
- ・来場者や近隣住民に影響を与える行為（拡声器等を使用した呼び込み、BGMの使用（車内で従業員が聞く程度は可））などは禁止する。
- ・出店者は、必ずゴミ箱をキッチンカー等の直近に見やすく設置し、排出するごみは持ち帰り適切に処分すること。
- ・出店者は、キッチンカー等及びその周辺を常に清掃し、清潔を保つことで来場者が快適に過ごせるよう努めること。
- ・出店にあたって使用した飲食物や各種備品等については、即日撤収とし置き去りせず、現状復旧すること。
- ・出店料は、営業終了後に、別紙「出店報告書」とともにスタッフへお渡しください。

6. 問い合わせ先

<事業や募集全体に関する事項>

久御山町役場都市整備部建設課 担当：山本

住所：京都府久世郡久御山町島田ミスノ 38 番地

TEL：075（631）9961 または 0774（45）3912

e-mail：kensetsu@town.kumiyama.lg.jp

＜応募フォームの内容や申請方法に関する事項＞

株式会社地域計画建築研究所 大阪事務所 担当：吉岡

住所：大阪市中央区今橋 3-1-7 日本生命今橋ビル 10F

TEL：(06)6205-3600 e-mail：kumiyama_mizube@arpak.co.jp

(別紙)

KUMIYAMA MIZUBE PROJECT キッチンカー等出店報告書

今回は出店いただきありがとうございました。今後のまちづくりや拠点づくりの参考にさせていただくために、下記ご回答いただき、スタッフへお渡しください。

出店者名			
出店責任者			
販売メニューごとの単価及び販売数			
メニュー	単価 (円)	準備数 (個)	売上数 (個)
売上			
費用※			
利益 (売上-費用)			
支払い可能な出店料	出店料 (ないしは売上に対する割合等) : その根拠 :		
今後の出店意向	1 あり 2 都合があれば 3 なし		

※ 本日の出店にあたり、かかった経費 (出店責任者の人件費は含まない。責任者以外の従業員がいた場合はその者の人件費を含む)